

昭和前期食品市場規則の特質

藤 田 貞 一 郎

目 次

- I はじめに
- II 昭和前期の市場規則
- III おわりに

I はじめに

私は、嚮に、「明治・大正期食品市場規則の特質¹」という論稿で、大正12(1923)年の中央卸売市場法制定以前と、それにもとづく中央卸売市場開設以前の食品市場の取締のあり方を検討した。その結果得た結論は次のようなものであった。行論の便宜上、引用すればこうである。

従来¹の通説・中央卸売市場法以前の道府県の食品市場規則は警察的見地にたったものであるとする小金説、衛生に関心をもつものであったとする作道説は、少なくとも修正を必要とする(そうした条項がないわけではない)。市場史の関心をもってながめると、十分に経済の側面に留意した規則としての性格をもった市場規則であることを、分析の結果は示した。

明治・大正期の市場規則を時期的に区分すると、明治41年の高知県食品市場取締規則以前と以後で二つの時期にわけ得る。明治40年以前の食品市場規則には、それ以後の規則の特質たる取引方法の規定、市場圏規制、市

1 藤田貞一郎「明治・大正期食品市場規則の特質」『同志社商学』(同志社大学)第23巻第3・4号, 1971年。

町村・産業組合・漁業組合優先条項が全く欠けている。

40年以前の食品市場規則には東日本地域の府県が多い。41年以後のそれには西日本地域の府県が多く、しかも魚市場取締規則が多い。なお41年以後の食品市場規則には、糶売と委託の取引方法規定を明記した植民地型市場規則と市場圏規制と市町村・漁業組合・産業組合優先条項を明記した西日本型とがある。こうした特質を欠いた40年以前の食品市場規則を東日本型といていいであろう。

中央卸売市場法は植民地型市場規則の精神を採用することは出来たが、西日本型市場規則の精神の一部しか採用することが出来なかった。大都市の前期的商業資本の力の強さの故に、市町村・漁業組合・産業組合優先条項を明記することは出来なかったのである。

以上が、明治・大正期すなわち中央卸売市場法制定以前ならびにそれにもとづく中央卸売市場開設以前の道府県食品市場規則の特質であった。

それでは、昭和前期すなわち中央卸売市場法制定以後ならびにそれにもとづく中央卸売市場開設以後の道府県食品市場規則の特質はどうであったか。それを本稿で分析してみよう。ここで使用する資料は以下の二点である。

- (1) 商工省商務局『道府県食品市場規則』昭和9 (1934) 年3月
- (2) 厚生省社会局『道府県小売市場関係規程』昭和13 (1938) 年12月

本稿でいう昭和前期とは昭和2 (1927) 年から昭和13 (1938) 年までの期間を指すことにする。厳密に言えば、昭和16 (1941) 年4月に物資統制令による鮮魚介配給統制規則が公布施行されるまでは、ともかくも食品市場は機能していたと考えられるから、主題の趣旨から言えば昭和16(1941)年までを昭和前期として分析の筆を進めるのが当然ともなろう。だが、昭和13(1938)年から昭和16(1941)年の間については頼るべき資料を見出していないので、ひとまず昭和2(1927)年から昭和13(1938)年までを昭和前期として考察しよう。この点は、後掲の第1表昭和前期の市場規則からも理

解されるように、昭和8（1933）年を最後として、それ以後少なくとも昭和13（1938）年までは道府県の食品市場規則の制定の事実が残されていないことに鑑み、必ずしも不当ではあるまい。すなわち、生鮮食料品市場が昭和16（1941）年の鮮魚介配給統制規則公布施行によって、その機能を停止するまでの、いわゆる戦時統制経済以前の道府県食品市場規則は、昭和8（1933）年までに出つくしていると判断して良い。だから、本稿は、形式的には昭和2（1927）年から昭和13（1938）年までを昭和前期としてはいるが、実質的には昭和16（1941）年の、生鮮食料品市場の戦時統制経済への完全な突入までを、昭和前期として含んでいるとって良いだろう。

II 昭和前期の市場規則

以上のように、本稿でいう所の昭和前期の意味を明らかにした上で、分析の筆を進めよう。まず第1表を掲げよう。前掲論稿と同じ順序で分析しよう。

(1) 表示されているように、この時期に制定をみた市場規則は20道府県の21の市場規則である。これまで、私は前掲論稿でも明示したように、6つの資料²を利用して、明治18（1885）年の福井県の市場設立＝関スル件を初発として41道府県の66の市場規則を取りあげた。従って、上記の6つの資料には一度もその県名とその市場規則を記録にとどめていない県が5つあるわけである。この6つの資料に掲載されていないということが、直ちにこれらの県が明治から昭和前期の間までにおいて一度もその市場規則を制定しなかったことを意味するのかどうかは、即断しがた

2 6つの資料とは以下の通りである。

- (1) 内務省衛生局『各地方ニ於ケル市場ニ関スル概況』大正8（1919）年11月
- (2) 農商務省水産局『現行魚市場規程集』大正10（1921）年12月
- (3) 商工省商務局『廳府県制定食品市場規則』大正14（1925）年4月
- (4) 内務省社会局社会部『公設市場概況』昭和6（1931）年3月
- (5) 商工省商務局『道府県食品市場規則』昭和9（1934）年3月
- (6) 厚生省社会局『道府県小売市場関係規程』昭和13（1938）年12月

い。しかし、おおむね、これらの県はこの時期には市場規則を制定していなかったと考えられる。その理由は定かでない。取敢えず県名をあげれば、長野県・岐阜県・三重県・岡山県・鹿児島県の5県である。

前掲論稿に従って、近畿圏以西の府県を西日本とし、それ以外の道府県を東日本とすると昭和前期に制定された食品市場に関する規則の地域的割振は東日本に12、西日本に10となる。東日本の道府県の市場規則の方が、西日本の府県の市場規則よりも上まわって数多く制定されているという事実は、現象的には明治期それも明治前期の事実と似ている。この意味において、大正期と昭和前期の間には一つの断絶がある。

ところで、昭和前期に効力を有していた市場規則は、この第1表にあらわれた市場規則だけではないこと勿論である。先に触れた長野県・岐阜県・三重県・岡山県・鹿児島県の5県と、この第1表にあらわれた道府県を除く他の諸県は、明治期ないし大正期に制定した市場規則を、昭和前期においても、基本的には形式を変えることなく効力を有するものとして施行していたと考えられる。この点は、各道府県市場規則の特質を地域類型の視角から把握する場合により所としなければならぬ所の一つなので、念頭にとどめておこう。

- (2) 規則の名称と取扱品目特定化の有無についてみると、昭和3 (1928) 年の京都府の市場規則ならびに埼玉県市場規則・昭和6 (1931) 年の大阪府の市場取締規則・昭和7 (1932) 年の兵庫県市場取締規則それに昭和8 (1933) 年の北海道の卸売市場規則ならびに東京府の市場規則以外は、いずれも規則の名称そのものがすでに食品市場に関する規則であることを明記している。また、このように食品市場に関する規則であることを明記しないものであっても、その条文の中で取扱品目が食品であることをくわしく述べているのがほとんどである。すなわち、京都府のそれは第1条の1で、規則の中で市場と称するのは「一定ノ日時ニ営

業者同時ニ集合シ競売若ハ相對売ノ方法ニ依リ主トシテ食品（注……圈点は筆者・以下同様）ノ取引ヲ為ス場所」であるとし、埼玉県のそれは第1条で「本則ニ於テ市場ト称スルハ常時又ハ定期ニ多数当業者集会シ蔬菜、果実、魚類、肉類、鳥類鶏卵其ノ他食料品ノ取引ヲ行フ為開設スル市場ヲ謂フ」とし、大阪府のそれは第1条の1で、規則の中で市場と称するのは「場屋ヲ設ケ又ハ場屋ヲ設ケザルモ区劃シタル地域内ニ於テ一定ノ日時ニ多数ノ営業者同時ニ集合シ（売方又ハ買方ノ一方ガ一人ナル場合ヲ含ム）競売又ハ相對売ノ方法ニ依リ食糧品ノ取引ヲ為ス場所（卸売市場）」であるとし、兵庫県のそれは第1条で「本令ニ於テ市場ト称スルハ場屋ノ有無名称ノ如何ヲ問ハズ区劃シタル地域ニ於テ毎日又ハ定期ニ食料品ノ売買取引ヲ為ス場所」であるとし、北海道のそれは第1条で「本令ニ於テ卸売市場（以下市場ト称ス）ト称スルハ魚類、獸肉類、鳥肉類、卵、蔬菜類及果実類ノ卸売ヲ為シ又ハ卸売買ヲ為サシムル為メ開設スル市場ヲ謂フ」とし、東京府のそれが第1条の1で規則の中で市場と称するのは「名称ノ如何ヲ問ハズ区劃シタル地域ニ於テ毎日又ハ定期ニ多数ノ生産者若ハ営業者集会シ（売方又ハ買方ノ一人一人ナル場合ヲ包含ス）競売又ハ相對売ノ方法ニ依リ食料品其ノ他ノ取引ヲ行フ場所（以下卸売市場ト称ス）」であるとするごとくである。

これによって、明治・大正・昭和前期と時期を経るに従って、食品市場は食品市場固有の規則によって規制される傾向が強まって来ていることが、充分理解出来る。

次に、21の市場規則のうち、15は青果物・水産物・畜産物を包含して対象とする市場規則であり、2は水産物市場に関する市場規則であり、4は青果物市場に関する市場規則であることが注目される。

明治後期から大正期にかけて際立っていた魚市場規則の制定が昭和8（1933）年の和歌山県の魚市場取締規則と佐賀県の食品市場規則の2例

にとどまっている。これまでに魚市場規則を制定したのは、島根県・香川県・福井県・大分県・熊本県・山形県・山口県・福岡県・愛媛県・広島県の10県であり、島根県の明治45 (1912)³年の魚市場取締規則をはじめとして、大正期にいずれも魚市場規則を改正或いは新たに制定している。この意味で、魚市場規則制定の波が最高頂に達するのは大正期であったことは疑い得ない。また昭和前期において魚市場規則を有する地域が、大正期に制定をみた島根県・香川県・大分県・熊本県・山口県・福岡県・愛媛県・広島県、それに昭和前期に制定をみた和歌山県・佐賀県というように、山形県、福井県を除けば、いずれも西日本水産県であることが注目される。

他方、これまで明治42 (1909)年の大分県の青物及乾物類市場取締規則以外には全く例のなかった青果物市場に特定した市場規則が、昭和前期にいたって昭和5 (1930)年の福岡県の青果市場規則と香川県の食料品卸売市場規則と山口県の青物市場取締規則・昭和8 (1933)年の佐賀県の青物市場規則の4例あることが注目される。

こうした、水産物市場に特定した市場規則と青果物市場に特定した市場規則との制定事例の数量的差異と制定時期の差異は、極めて重要な事実を示唆しているように思う。すなわち、わが国の産業構造の中で、漁業部門が農業部門よりも早く近代化の方向を進みつつあったということ語っている。この点は、或意味では目新しい事実発見にはならないかも知れない。けれども、市場史が漁業部門と農業部門の展開の様相を明らかにするのに極めて有効な学問分野たり得るということを語っていることだけは断言しても良いかと私は考えている。

(3) それぞれの規則の規制の対象となる市場が卸売市場であるのか、小売

3 明治45 (1912)年は大正元 (1912)年でもあるから、島根県の魚市場取締規則の制定を大正期に入れて考えても良いであろう。

市場であるのか、或いはまたその兩者であるのかという点については、昭和前期の市場規則はすべてこれに関心を払っている。

すなわち、大正6（1917）年の大分県の水産物委託販売業取締規則を例外として、これまで例をみなかった卸売市場に関する規則であることを明記した規則の名称が出現している。昭和4（1929）年の静岡県の商品卸売市場規則・昭和5（1930）年の香川県の食料品卸売市場規則・昭和7（1932）年の栃木県の商品卸売市場規則と千葉県の商品卸売市場規則・昭和8（1933）年の北海道の卸売市場規則が、それである。

また、そうした名称上の明記はみられない場合でも条文には、はっきりと対象市場を弁別・定義している例が多い。一例として、昭和6（1931）年の大阪府の市場取締規則をあげよう。その第1条はこうなっている。

「本令ニ於テ市場ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ但シ縁日
夜店其他之ニ類スルモノハ此限りニ非ズ

一場屋ヲ設ケ又ハ場屋ヲ設ケザルモ区劃シタル地域内ニ於テ一定ノ日時
ニ多数ノ営業者同時ニ集合シ（売方又ハ買方ノ一方ガ一人ナル場合ヲ
含ム）競売又ハ相對売ノ方法ニ依リ食糧品ノ取引ヲ為ス場所（卸売市場）
二十人以上ノ営業者一場屋又ハ区劃シタル地域ニ於テ主トシテ穀物食糧
品ノ販売ヲ行フ場所但シ営業者十人未滿ナル場合ト雖モ十店舗以上存
スルトキハ十人以上ノ営業者アルモノト看做ス（小売市場）」

このように対象市場について、卸売市場・小売市場の認識をはっきりと下している。こうした弁別・定義の傾向は、大正12（1923）年の中央卸売市場法の制定に深い関係があることは十分に推測されるが、それにもまして、わが国の生鮮食料品流通機構が、自給自足性を失った都市居住者・非農業人口の増大と共に、益々発達してそこに卸売と小売の市場の分化があらわれて来たことと深いつながりがあると考えられる。

この食品市場における卸売市場と小売市場の分化を明確に認識し、それぞれに適した制度的わく組みを設けたのが、前掲論稿で植民地型市場規則（政府の意図が最も明白にあらわれる特徴がある）を有する典型としてあげた北海道である。第1表にも示すように北海道は昭和8（1933）年11月12日に北海道庁令第68号で卸売市場規則を制定した。この時、同じ昭和8（1933）年11月12日に北海道庁令第69号で小売市場規則が制定されている。

これによって、前掲論稿で植民地型市場規則には政府の意図が一番はっきりと出ているといったが、その主張の正当性があらためて確認される。

以上を通して、昭和前期には、食品市場に卸売市場と小売市場の分化が各地においてすすみつつあったことが理解される。

明治・大正期の食品市場規則を取り扱った前掲論稿では、この項についてはいずれの時期に関しても、一義的結論は下し得ないとした。だが昭和前期を扱った本稿においては、既述のような内容の結論を得ることは可能である。

- (4) 取引方法規定については、昭和5（1930）年の福岡県の青果市場規則と山形県の食品市場取締規則以外はすべてこれを備えている。しかし、子細に検討すると、取引方法規定の具体的なあり方には、各道府県の市場取締規則の間にいくらかのちがいがあ

まず、植民地型としての明治期の北海道の取締規則に典型的にあらわれ、その後中央卸売市場法の基本的精神の一つともなった糶売と委託の取引方法規定の採用の仕方（その精粗の度合）から整理をしてみよう。

ここで、行論の便宜上、中央卸売市場法と中央卸売市場法施行細則にあらわれた当該条項の条文を、あらためて引用すれば次の通りである。中央卸売市場法の第14条「中央卸売市場ニ於テ為ス売買ニ付テハ糶売ノ

方法ニ依ルベシ但シ業務規定ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」。中央卸売市場法施行細則の第31条「開設者又ハ卸売ノ業務ヲ為ス者ハ正当ノ事由ナクシテ販売ノ委託ノ引受又ハ売買ノ参加ヲ拒ムコトヲ得ス」。

そこで、昭和4（1929）年の静岡県の商品卸売市場規則を取り上げてみよう。それは、その第10条で「市場ニ於テ為ス売買ニ付テハ糶売ノ方法ニ依ルベシ但シ業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ」とし、続いて第11条で「開設者又ハ卸売ノ業務ヲ為ス者ハ正当ノ理由ナクシテ販売ノ委託ノ引受又ハ購売ノ参加ヲ拒ムコトヲ得ズ」とする。両者を対比すればわかるように、両者は同文であるといっている。すなわち、昭和4（1929）年の静岡県の商品卸売市場規則は、この点に関する限り、大正12（1923）年の中央卸売市場法の精神のみならず文章表現の形式までもそのまま踏襲していると断言して良いだろう。

更に、中央卸売市場法施行細則の第23条にある「卸売ノ業務ヲ為ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル手数料ヲ除クノ外如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ業務ニ関シ報償ヲ受クルコトヲ得ス」という条文に触れておく必要がある。この条文によって、卸売市場における卸売人は商品の委託販売を行う手数料商人たることが形式的には確定する。この条文にあらわれた精神は、静岡県の商品卸売市場規則の第15条では、次のように表現される。「卸売ノ業務ヲ為ス者ハ左ノ各号ヲ遵守スベシ 業務規程ヲ以テ定ムル手数料及保管料ヲ除クノ外如何ナル名義ヲ以テスルモ其ノ業務ニ関シ報償ヲ受ケザルコト」

このように、静岡県の商品卸売市場規則は、糶売・委託・卸売人の手数料商人化の点において、中央卸売市場法を精神的に踏襲していることは明らかである。

こうした静岡県の商品卸売市場規則の系列に入るのが以下の規則であ

る。昭和5 (1930) 年の岩手県の食品市場規則と群馬県の食品市場規則と香川県の食料品卸売市場規則・昭和7 (1932) 年の千葉県の食品卸売市場規則・昭和8 (1933) 年の北海道の卸売市場規則。

次に、上記の系列とは若干ことなり、文章表現の形式のちがいはもとより委託の文言をも欠いているものは以下の通りである。昭和5 (1930) 年の山口県の青物市場取締規則・昭和6 (1931) 年の宮城県の商品市場規則と茨城県の食品市場規則・昭和7 (1932) 年の兵庫県の商品取締規則・昭和8 (1933) 年の福井県の食品市場取締規則と佐賀県の食品市場規則ならびに青物市場規則。

この系列の規則は、たしかに委託の文言は欠けているが、糶売と卸売人の手数料商人化の文言を備えていることによって、静岡県の商品卸売市場規則に準じる性格を有するとして良いだろう。念の為に、宮城県の食品市場規則の該当部分を引用しよう。「第九条 開設者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ…………… (中略) ……………

- 三 市場ニ於テ為ス売買ハ現品ニ付之ヲ為シ且卸売市場ニ於テハ糶売ノ方法ニ依ルベシ但シ業務規程ニ定ムル特別ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 四 開設者ノ受クベキ手数料ハ売上高ノ一割以内、歩戻高ハ買受高ノ三步以内トス」

「第十一条 開設者ハ其ノ事業ニ関シ業務規程ニ定ムルモノノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ料金若ハ物品ヲ收受シ又ハ之ヲ要求スルコトヲ得ズ」

以上あげた各道県の13の市場規則は、明治期の北海道の市場取締規則に代表される植民地型市場規則、それを精神的に承継した中央卸売市場法の嫡子であるといえる。昭和前期に制定された21の市場規則の過半数を越える13の市場規則が、中央卸売市場法に準じているという点に注目しておきたい。これによっても、大正12 (1923) 年の中央卸売市場法の

制定が、わが国の食料品流通機構に対して及ぼした影響の大きさが推測される。中央卸売市場法の影響力は、単にその施行地域である大都市消費地市場にのみとどまるものではなかったのである。

さて、昭和前期に制定された市場規則としては珍しく何の取引方法規定も有さぬ規則として昭和5（1930）年の山形県の食品市場取締規則がある。この時期において、明治前期ならいざ知らず何故かような市場規則を設けたかが問題として残る。これについては、今の所、解答する能力がない。前掲論稿で、大正7（1918）年の山形県の魚市場取締規則には取引方法規定があるとして整理した。だが、そこでも明らかにしているように、その規定のあり方は糶売・委託・卸売人の手数料商人化などとは全く無縁の性質のものであった。いずれにしても、山形県は、明治・大正・昭和前期を通して、経済的側面についての規定を欠く市場規則を制定するにとどまっていたことだけは確かである。

以上のような山形県の食品市場取締規則と静岡県食品卸売市場規則ならびに宮城県食品市場規則に代表される系列の市場規則との間に位するのが、以下の規則である。昭和3（1928）年の京都府の市場規則・昭和4（1929）年の埼玉県市場規則・昭和5（1930）年の福岡県の青果市場規則・昭和6（1931）年の大阪府の市場取締規則・昭和7（1932）年の栃木県食品卸売市場規則・昭和8（1933）年の東京府の市場規則と和歌山県の魚市場取締規則。

これらの規則は、糶売・委託・卸売人の手数料商人化といった条項を完備してはいないが、そのどれかは備えているという点で特徴がある。たとえば、群馬県食品市場規則は、その第11条で「市場開設者及卸売業者ハ正当ノ事由ナクシテ販売ノ委託引受又ハ他人ノ購買参加ヲ拒ムコトヲ得ズ」とし、第12条で「卸売業者ハ左ノ各号ヲ遵守スベシ……（中略）……二 規定ノ使用料、手数料及保管料ヲ除クノ他何等ノ名義ヲ以

テスルヲ問ハズ其ノ業務ニ関シ報償ヲ受クルコトヲ得ズ」としている。この系列に属するのは、京都府・埼玉県・大阪府・東京府の各市場規則である。

残る福岡県と和歌山県の各市場規則は、市場における売買方法は主として糶売・入札又は競売であるとしているものと読める。

ともあれ、昭和前期に制定された市場規則のほとんどが取引方法に関する規定を備えていることはたしかである。明治期の植民地型市場規則と中央卸売市場を通して定着して来た糶売・委託・卸売人の手数料商人化という方向が、益々明確になりつつあることはたしかである。

- (5) 市場圏規制を有する市場規則は、総数21のうち14である。昭和前期に制定された市場規則の全てが市場圏規制を有するわけではないが、傾向としては大正期以来そうであったように、市場圏規制を有する市場規則の方が主流をなしている。市場圏規制の仕方には、明治期と大正期の場合は距離基準と行政単位基準の二種類があった。だが、昭和前期の場合は、昭和6(1931)年の大阪府の市場取締規則と昭和7(1932)年の兵庫県の市場取締規則を除く他の12の市場規則は、いずれも原則として行政単位基準が採用されている。(原則としてとことわったのは、昭和7(1932)年の千葉県の食品卸売市場規則は第3条で市場は一市町村一箇所としながらも、第4条で「市町村異ナルモ既設市場トノ距離四軒以内ナルトキハ市場ノ開設ヲ許可セズ」として、行政単位基準をたて前としながらも、距離基準を併用しているからである。また、昭和8(1933)年の佐賀県の食品市場規則と青物市場規則も、それに似た方式をとっている。)たとえば、一例として、昭和8(1933)年の北海道の卸売市場規則をあげればこうである。「第六条 同種品目ノ市場ハ一市町村一箇所トス」

表現の形式にちがいがあにせよ、北海道のほか行政単位基準で市

場圏規制を行っている市場規則名をまとめてあげれば以下の通り。昭和5（1930）年の岩手県の食品市場規則と群馬県の食品市場規則と山口県の青物市場取締規則と香川県の食料品卸売市場規則・昭和6（1931）年の宮城県の食品市場規則と茨城県の食品市場規則・昭和7（1932）年の栃木県の食品卸売市場規則と千葉県の食品卸売市場規則・昭和8（1933）年の和歌山県の魚市場取締規則。

他方、先程の千葉県の食品卸売市場規則を別として純粋に距離基準を採用しているのは、大阪府と兵庫県の市場取締規則の二例だけである。大阪府はその第3条の2で市場の開設を認めない場合として「四 既設市場トノ距離五丁以内ナルトキ」という条件のあげ方をしている。また、兵庫県はその第5条で市場の開設を認めない場合として「四 既設市場ヲ距ル四丁以内ニ開設セントスルトキ」という条件のあげ方をしている。これによって、距離基準の単位の採り方は、前掲論稿で扱った明治・大正期の場合のそれとはかなりちがうことが窺われる。大阪府と兵庫県の市場取締規則は、（大阪府のそれについては(3)の項で条文をあげている）いずれも対象市場を卸売市場と小売市場とに弁別・定義していることと、大阪市と神戸市は中央卸売市場法の施行対象地域であったことに鑑みると、この場合の距離基準は小売市場についてのものと判断される。

かくして、昭和前期の市場圏規制の仕方は、卸売市場に関する限り、行政単位基準に統一されて来ているといつてよい。

- (6) 市場開設に当たりの市町村・漁業組合・産業組合優先条項は、昭和前期には総数21のうち7つの市場規則にみられる。これは、大正期の18のうち10の市場規則にみられた事実と対比すると、傾向としては減少傾向にあることを示しているように思う。大正期の市場規則の多くにみられたこの優先条項が、昭和前期には、何故あまりあらわれないのか。これは、検討に値する問題である。

それはとも角、まず条文を具体的に検討してみよう。その結果わかることは、大正7(1918)年の長崎県の市場取締規則に典型化されたような、市町村・漁業組合・産業組合優先条項は昭和5(1930)年の岩手県の食品市場規則だけであるということである。すなわち、岩手県のそれは第6条で市場の開設を新たには認めない場合として「二 水産物ノ共同販売所ノ施設アル漁業組合ノ区域内ニ於テ水産物ノ取引ヲ目的トスル市場ヲ開設セントスルトキ」をあげている。こうして、岩手県は漁業組合に市場については優先的地位、独占的地位を与えようとしていることが理解される。

ところが、他の市場規則の場合の表現はこれとは幾分こととなっている。すなわち、漁業組合・産業組合のような生産者団体に市場開設に際しての独占的地位を保証するという意味での優先条項ではないのである。市場圏規制のもとに既存市場に加うるに例外的に新しい市場の開設を認める場合として、漁業組合・水産組合を優先(というよりこの場合は優遇とした方が意味が正確にあらわれるだろう)するという意味の優先条項である。たとえば、昭和6(1931)年の宮城県の商品市場規則の第5条は「卸売市場ノ開設ハ同一市町村内ニ於テ同一種類ニ付各一開設者ニ限リ之ヲ許可ス但シ公共団体漁業組合、水産会又ハ産業組合商業組合、ニ於テ開設セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ」といっている。この系列に属するのは、昭和5(1930)年の群馬県の商品市場規則・昭和7(1932)年の千葉県の商品卸売市場規則・昭和8(1933)年の佐賀県の商品市場規則と青物市場規則である。

このような変化は何故おきたのだろうか。これについては推測にとどまるが、以下のように考えられる。すなわち、大正期において長崎県の市場取締規則で典型的に考えられた市場圏規制と市町村・漁業組合・産業組合優先条項をあわせて明記した西日本型市場規則は、食料品流通機

構における商業資本の力の強さの故に、現実には実行不可能な規則となることがわかった。旧来の商業資本の力の強さは、中央卸売市場法を現実に適用して中央卸売市場を開場せんとした各大都市における単複問題の事実を徴しても明らかであった。そこに、大正期の西日本型市場規則からは一步後退した形での市町村・漁業組合・産業組合優先条項の採用があったと考えられる。

とはいえ、食品市場を改革することの必要性については、行政当局の見解は依然として変りはなかった。だから、昭和8（1933）年の北海道の卸売市場規則は、この段階においても、植民地型市場規則にふさわしく、中央卸売市場法の精神をそのまま受けた市町村優先条項を採用している。漁業組合・産業組合といった生産者優先条項を書き込むことは、従来からの市場商人の力を考えるならば反対の激しさもあって出来ないことではあったが、公共団体優先条項なら差支えなからうというわけだろう。市場業者を誰にするかは、具体的に市場を開設する時に、中央卸売市場方式で、それぞれの実状に応じて解決すれば良いというところでもあろうか。

最後に、北海道の卸売市場規則の第8条をあげておこう。「公共団体ニ於テ市場ヲ開設セントスルトキハ長官ハ当該地域内ニ於ケル既設市場ノ閉鎖ヲ命ズルコトアルベシ前項ノ規定ニ依リ市場ノ閉鎖ヲ命ジタルトキハ公共団体ハ市場開設者ニ対シ之ニ因リ受クベキ損失ヲ補償スベシ前項ノ規定ニ依リ補償スベキ金額ハ公共団体及市場開設者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ長官之ヲ決定ス」

- (7) 卸売人・仲買人についての規定を規則上明確に触れているとみられるのは、2例ある。

昭和5（1930）年の香川県の食料品卸売市場規則は、その第16条で「本則ニ於テ市場商人トハ市場取引ニ参加スル卸売人又ハ仲買人ヲ謂フ」

として、卸売市場が卸売人と仲買人とによって構成されることを確認している。また、昭和8(1933)年の北海道の卸売市場規則はその第17条で「市場仲買人タラントスル者ハ其ノ属セントスル市場ヲ經由シテ長官ノ許可ヲ受クベシ本令ニ於テ市場仲買人ト称スルハ販売ノ目的ヲ以テ市場ヨリ物品ノ買入ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ」と述べている。

その他、昭和5(1930)年の岩手県の食品市場規則の第16条、おなじく山形県の食品市場取締規則の第11条、昭和8(1933)年の東京府の市場規則の第7条にも、卸売市場の構成が、卸売人と仲買人より成るとの認識の存在を読み取ることが出来る。しかし、全体としてみた場合、卸売市場の構成をそこまではっきりと表現しない方が主流を占める傾向であると云える。この意味で、行政機関の意図の最も明瞭にあらわれる植民地型規則たる北海道の卸売市場規則が先述のような第17条を有していることは注目される。その模範となったであろう大正12(1923)年の中央卸売市場法には、仲買人なる文言は一度も出て来ないにもかかわらず。その理由は定かでない。が、中央卸売市場法制定後仲買人問題が持ちあがったので、昭和8(1933)年に定められた北海道の卸売市場規則は、この問題に対する行政機関の側の解答の一つを示したのであろうと推察される。

III おわりに

以上、昭和前期の食品市場規則の特質を検討した結果、次のようなことがいえると思う。

私は前掲論稿で明治・大正期の食品市場規則の特質を検討し、その知識を前提として昭和前期の食品市場規則の特質を調べた。その結果、昭和前期の食品市場規則は、明治・大正期と連続する側面と断絶する側面の二つがあることがわかった。

連続する側面としては、取扱品目を特定する傾向が徹底され、植民地型市場規則や中央卸売市場法にあらわれた糶売・委託・卸売人の手数料商人化の方向が着々明確になって来るといことがあげられる。また市場圏規制条項も益々採用されて来る。他方、断絶する側面としては、魚市場規則の制定が余りみられなくなり、また市町村・漁業組合・産業組合などの優先条項の後退がみられる。後者の点は、従来の商業資本の力の強さと深い関係があると考えられる。

こうした連続と断絶の両面をもちながらも、昭和前期までに西日本・東日本を問わず日本のほとんどの道府県は何らかの意味における食品市場規則を有することになった。このような食品市場規則のうち、青果物と水産物をも包含するそれが一番多く、その次が水産物のみを対象とする市場規則であり、最後に青果物のみを対象とする市場規則が来るということに注目しておきたい。そして、水産物のみを対象とする市場規則は地域としては西日本、時期としては大正期に多いということを充分念頭に入れておこう。また、青果物のみを対象とする市場規則はまことに数が少なく、しかも昭和前期に制定されたものがそのほとんどであるということ。

この事実は、近代日本における農業と漁業の発展のあり方を復元する場合に、十分に役立つ情報であるといえよう。

ともあれ、昭和前期に至ると中央卸売市場法がその施行対象地域以外にも、大きな影響力を及ぼしはじめていることは疑えない。大正12(1923)年に制定された中央卸売市場法は、その後制定される各道府県市場規則に対して深い精神的影響力を及ぼしている。こうして、中央卸売市場法が、わが国の食品流通機構のあり方を決定するに、はかり知れぬ程の大きな作用を加えたことは疑えない事実といえる。そうして、残る課題は、食品市場をかような取引方法規定や市場圏規制などまで立ち入って規定する、経済的側面に深い関心を払った市場規則で律するのは、近代日本固有

のものなのかどうかという比較史⁴ (比較市場規則史とでもいうべきか) 的研究となるのである。(1972年1月24日)

〔附記〕

本稿で使用した資料の蒐集に当っては、愛知学院大学商学部助手梓谷光晴氏のご協力を得た。記して深く謝意を表したい。

4 藤田貞一郎『京都市公設小売市場の50年—公設小売市場と日本資本主義—』京都市公設小売市場連合会, 1969年, 8ページ。

第1表 昭和前期の市場規則

道府県名	規則の名称	制定年度	取扱品目特定の有無	対象市場の卸売・小売の別	取引方法規定の有無	市場圏規制の有無	市町村・漁業組合・産業組合優先条項の有無	卸売・仲買人規定の有無	備考
① 京都	市場規則	昭和3年	○	卸売・小売	○	×	×	×	
② 埼玉	〃	4	○	卸 売	○	×	×	×	
③ 静岡	食品卸売市場規則	4	○	〃	○	×	×	×	
④ 福岡	青果市場規則	5	○	卸売・小売	○	×	×	×	
⑤ 香川	食料品卸売市場規則	5	○	卸 売	○	○	×	○	蔬菜・果物・卵・乾物が取扱品目、昭和4年6月県令55号が先行規則 大正7年4月山形県令36号魚市場取締規則は、これを廃す
⑥ 山形	食品市場取締規則	5	○	〃	×	×	×	×	
⑦ 岩手	食品市場規則	5	○	〃	○	○	○	×	
⑧ 群馬	〃	5	○	〃	○	○	○	×	
⑨ 山口	青物市場取締規則	5	○	卸売・小売	○	○	×	×	
⑩ 宮城	食品市場規則	6	○	卸 売	○	○	○	×	明治20年11月県令81号市場設立願に関する件は、これを廃す 明治44年3月府令14号市場取締規則はこれを廃す昭和2年5月府令58号によって代らる
⑪ 大阪	市場取締規則	6	○	卸売・小売	○	○	×	×	
⑫ 茨城	食品市場規則	6	○	卸 売	○	○	×	×	
⑬ 栃木	食品卸売市場規則	7	○	〃	○	○	×	×	明治20年8月県令66号市場設置手続は之を廃す 明治44年7月県令46号市場取締規則は廃す
⑭ 千葉	〃	7	○	〃	○	○	○	×	明治43年7月県令36号食料品市場取締規則は廃す昭和2年9月県令46号によって代らる
⑮ 兵庫	市場取締規則	7	○	卸売・小売	○	○	×	×	
⑯ 北海道	卸売市場規則	8	○	卸 売	○	○	○	○	
⑰ 東京	市場規則	8	○	卸売・小売	○	×	×	×	
⑱ 福井	食料品市場取締規則	8	○	〃	○	×	×	×	明治18年11月甲118号は廃止す
⑲ 和歌山	魚市場取締規則	8	○	卸 売	○	○	×	×	昭和3年1月県令12号を改正したもの
⑳ 佐賀	食品市場規則	8	○	卸売・小売	○	○	○	×	昭和3年9月県令67号を改正したもの
㉑ 佐賀	青物市場規則	8	○	卸 売	○	○	○	×	魚介鳥獣肉乾物が取扱品目

注 (1) 原則として、各欄の○印は有を示し、×印は無を示す。

(2) 「対象市場の卸売・小売の別」とは対象市場についての卸売市場か小売市場かの認識の有無を示す。

(3) 「取扱品目特定の有無」とは、食品市場に関する規則であることの表示の有無を指す。

(4) 出典は、商工省商務局『道府県食品市場規則』（昭和9年）と厚生省社会局『道府県小売市場関係規程』（昭和13年）である。

(5) 制定年度は、香川・大阪・兵庫・佐賀の場合は備考記載の年度が正確であろう。制定年度欄に記された年次は、これら4府県の場合に限って、資料作成当時施行されていた規則の改正を受けた年次である。